

令和5年10月

取引業者各位

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されました。

これに伴い、当機構では以下のとおり適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたのでお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号 : T1012805001336

氏名又は名称 : 大学共同利用機関法人人間文化研究機構

本店又は主たる事務所の所在地 : 東京都立川市緑町10番3

※参考 : [国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト](#)

【本件問い合わせ先】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

本部事務局財務課経理係

E-mail keiri@nihu.jp